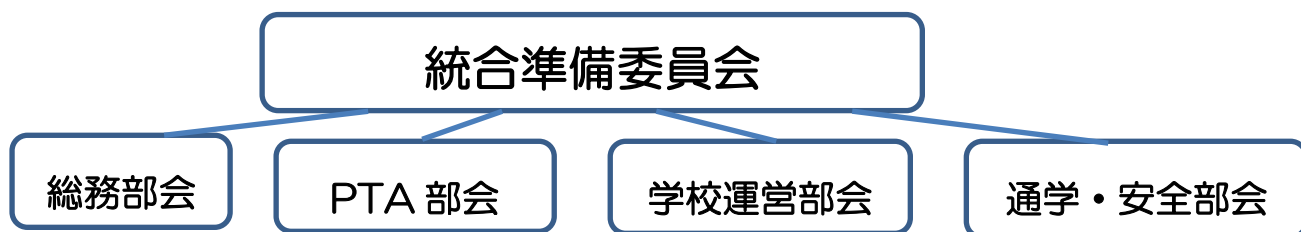


統合準備委員会について

三木市教育委員会

1 組織及び委員

- (1) 統合校区ごとに統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
 - ア 志染・緑が丘中学校区及び吉川小学校区は、令和元年10月に発足。
 - イ 星陽・三木中学校区統合準備委員会は、令和2年5月までに発足予定としていたが、7月に発足予定とする。
- (2) 委員会には、検討項目ごとに4部会を設置する。

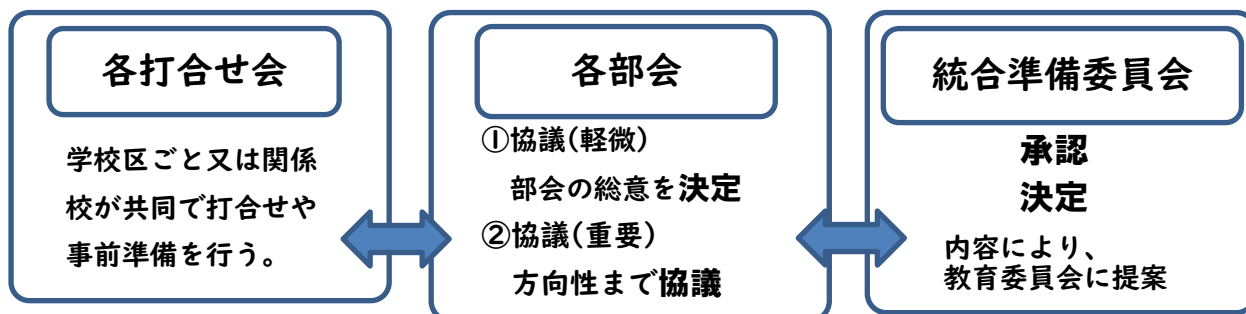


- (3) 委員会の委員（部会の委員を兼ねる。）の任期は、委員会の所掌事務が完了するまでとする。
- (4) 統合準備委員会及び各部会においては、委員以外の関係者を招集し意見の聴き取りなどを実施する場合がある。

2 運営及び調整

- (1) 委員会は委員長が招集し、会議を総理する。
- (2) 委員会の事務局は、教育委員会に置く。
- (3) 委員会の会議の内容は、教育委員会がまとめ、保護者や地域に周知する。
- (4) 各部会の開催の決定及び会議の運営等は、部長が行うものとする。

3 合意形成の手順



報告事項…委員のみなさんに審議してもらわなくても、部会で決定した事項
承認事項…委員のみなさんに承認していただく事項
協議事項…委員のみなさんに協議していただく事項

4 委員会の開催予定

- (1) 統合準備委員会は、2、3か月に1回程度開催する。
- (2) 4部会は、委員会の日程を勘案しながら適宜開催する。